資料４－１

P１

児童発達支援に関するガイドライン策定検討会

障害児通所支援の一つで、主に乳幼児の発達支援を行う「児童発達支援」について、支援の質の確保及びその向上を図り、障害児本人のための発達支援を提供していくため、有識者、関係者の参集を得て、児童発達支援ガイドラインを策定する。

【ガイドラインの目的】

児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定

【支援の評価に活用】

保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することにより、児童発達支援の質を確保

【スケジュール】

・開催状況：検討会を５回実施

（平成２８年１１月２８日（第１回）、１２月２６日（第２回）、平成２９年２月２１日（第３回）、４月１１日（第４回）、５月２３日（第５回））

・平成２９年６月末を目途に児童発達支援ガイドラインを策定、発出（予定）

【児童発達支援に関するガイドライン策定検討会構成員名簿】

（敬称略、五十音順） ◎座長 ○座長代理

石橋　大吾　　一般財団法人全日本ろうあ連盟理事

◎大塚　晃　　　上智大学総合人間科学部教授

北川　聡子　　公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事

小林　真理子　一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長

鈴木　麻記子　全国重症心身障害日中活動支援協議会

髙橋　弥生　　社会福祉法人日本盲人会連合

田中　正博　　全国手をつなぐ育成会連合会総括

○柘植　雅義　　筑波大学教授（人間系障害科学域知的・発達・行動障害学分野）

辻井　正次　　中京大学現代社会学部教授（「辻」の字は、しんにょうに点が１つ）

戸枝　陽基　　全国医療的ケア児者支援協議会代表

樋口　てるみ　全国重症心身障害児（者）を守る会

福島　龍三郎　特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク理事

本田　睦子　　特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク

松井　剛太　　香川大学教育学部准教授

御代川　栄子　一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会理事

山根　希代子　一般社団法人全国児童発達支援協議会理事

吉田　祥子　　全国特別支援教育推進連盟常任理事

P2

「児童発達支援ガイドライン」の概要（案）

ガイドラインの策定

児童発達支援は、平成２４年４月に約１，７００か所であったが、平成２９年１月には約４，７００か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】

障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の５領域において、将来、 日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】

家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】

支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。 また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】

職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。 また2、概ね１年に１回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。